

なりたるため、電正會は七月二日要求書を提出することゝなれるなり。七月一日幹部會開催更に要求書の更正を行ひたる後左の如き要求は出来したり、

要 求 書

今般電氣工場職工を以て組織する電氣工組合電正會は左の要求を決議し提出仕り候間十分御審議の上回答期日迄に何分の御沙汰相成度右要求書及提出候也
大正十年七月二日

電氣工組合電正會

株式会社川崎造船所御中

要 求 條 件

- 一、工場委員制度を採用すること(別項参照)
- 二、他の労働組合に加入するの自由を認むること
- 三、解雇及退職手當
- (一) 會社の都合に依り解雇の場合は左の手當を支給すること
 勤續一ヶ年以内のものは五十日分
 勤續一ヶ年を超ゆる期間満一ヶ月に付日給三日分づ、増額
 勤續五ヶ年を超ゆる期間満一ヶ月に付日給四日分づ、増額
 勤續十ヶ年を超ゆる期間満一ヶ月に付日給五日分づ、増額
- (二) 自己の都合に依る退職の場合

- (イ) 年齢滿五十年に達したる後退職するものにして勤續十ヶ年以上のものは全額
- (ロ) 病氣の爲不得已者と認め退職せしむるものにして勤續六ヶ月以上の者は第一項の全額
- (ハ) 前二項以外の理由に依り退職するものにして勤續六ヶ月以上の者は第一項の半額
- (四) 左の區分に依り日給を増加すること

男工	日給	二圓以下	二十四錢
同	日給	二圓五十錢以下	二十錢
同	日給	三圓以下	十四錢
女工	日給	一圓以下	三十錢
同	日給	一圓一錢以上	二十四錢

- 理由 相當に収入あるものと雖家計困難に付右金額を増加されたし。
- 女工の平均日給は男工の半額に満たず、歩増もそれに従つて少きが故に此際右金額を増加されたし。
- 五、創立二十五週年祝の意義、性質並に分配法を明示すること
- 六、病氣缺勤の場合は左の手當を支給すること 缺勤三十日以内は日給の七分づ、缺勤三十一日以上七十日以内は日給の半分づ、
- 七、應召の場合は其服務期間日給半日づ、を支給すること。
- 八、「ランチ」其他危険防止の設備を完全にすること。
- 九、右の要求條項に對する回各期限は、大正十年七月十五日正午迄とす。

労働委員會の組織概要

- 一、委員會は指名委員及選出委員を劑て組織し前者は企業主之を指名し後者は職工中より之を選出すること。
- 二、選挙資格は年齢二十才以上勤續六ヶ月以上のものに限る。
- 三、指名委員の數は選出委員の數を越へざるゝこと。
- 四、委員會は一年四回以上之を開くこと其他必要に依り臨時會を開き得。